千葉県食品等安全・安心協議会運営要綱

（平成１８年７月１日制定）

（目的）
第１条　この要綱は、千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例（平成１８年千葉県条例第３４号）に基づく、千葉県食品等安全・安心協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会長及び副会長）
第２条　会長及び副会長は委員の互選によって、これを定める。
２　会長は協議会の事務を総理し、協議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
４　委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）
第３条　協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。
２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（作業部会）
第４条　協議会に、作業部会を置くことができる。

（庶務）
第５条　協議会の庶務は、千葉県健康福祉部衛生指導課においてこれを処理する。

（雑則）
第６条　この要綱に定めるもののほか、協議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要綱は、平成１８年７月１日から施行する。